平成２６年（フ）第７６１号
さいたま市中央区本町西２丁目10番５号
債務者　福島　　洋
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６７号
埼玉県川口市幸町２丁目１番13号
債務者　池田　忠正
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０１号
さいたま市北区奈良町18番地３　ＮＴＣ大宮311号
債務者　田沼　信良
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
埼玉県越谷市東越谷８丁目48番地　グリーンフィールドＡ棟403
債務者　村山　晴美（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
埼玉県越谷市東越谷８丁目48番地　グリーンフィールドＡ棟403
債務者　村山　龍介
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
大阪府泉佐野市高松東２丁目４－３サニーコート高松105号室、住民票上の住所和歌山県和歌山市舟津町４丁目17番地グランドハイツファミール306号
債務者　泉商会こと　泉　　治一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
大阪府泉大津市清水町６番12号
債務者　畑谷　利彦
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
大阪府阪南市箱作334番地の８－405号、前住所大阪府阪南市鳥取中504番地の１－202号
債務者　久田　友里（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
大阪府泉南市樽井８丁目14番12―401号
債務者　尾﨑　泰久
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
大阪府泉南市樽井８丁目14番12―401号
債務者　尾﨑小夜子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
大阪府泉大津市東港町９番24号
債務者　藤原　　進
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
大阪府泉大津市東港町９番24号
債務者　藤原　久子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
大阪府岸和田市下松町5060番地スーペリアレジデンスⅠ305号
債務者　藪野あかり
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５６号
大阪府泉佐野市高松東２丁目10番26号
債務者　月城　い志
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
大阪府和泉市幸３丁目６番50―303号
債務者　水野　誠基
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
大阪府貝塚市窪田180番地
債務者　田中　千春（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
大阪府泉南郡岬町淡輪1694番地の58
債務者　坂原富士栄（旧姓岸野）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係